

私は大阪維新の会大阪市議員団を代表して、議案第 50 号「平成 29 年度 大阪市一般会計予算」の修正案反対・原案賛成及び議案第 94 号「地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部変更について」、賛成の立場から討論させていただきます。

住吉市民病院閉院後の民間病院の整備については、当初計画に対する、民間病院及び本市の確認不足から、建築基準法上の日影規制に抵触し、新病院の配置を、住吉市民病院用地の北側から南側に変更する必要が生じたことから、開設時期が当初の計画である住吉市民病院閉院後から 2 年遅れの平成 32 年 4 月とならざる得ないことが判明したところであります。

しかしながら、これまで長年続けられた本市会での議論や附帯決議の趣旨を踏まえ、吉村市長においては「住吉市民病院跡地に医療空白を生じさせない」という強い思いの下、善後策の検討が行われ、事業者である社会医療法人三宝会南港病院に対し、平成 30 年 4 月から平成 32 年 3 月までの 2 年間、病院施設の暫定運営を行わせることとし、暫定運営に対する支援スキームの一環として、住吉市民病院の既存施設の改修を本市が実施するものであり、市長の地域医療に対する責任ある姿勢を体現した提案であると考えているところであります。

市会の議論においては、民間病院の提案に対する本市健康局の局内マネジメントやガバナンスの問題、そして自らの病院建設、地域医療に貢献するという趣旨で提案を行った民間病院側の姿勢について多くの議論が行われ、様々な角度から検証が行われました。

それらを踏まえ、本議案に対しては、諸手を挙げて賛成できないとしても、

責任ある本市医療行政の遂行という視点に立ち、苦渋の決断としての賛同を皆様にお願ひし、私からの賛成討論といたします。

ご清聴のほどありがとうございます。